

令和4年6月30日

令和4年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は264件、契約金額は5,142百万円である。また、競争性のある契約は155件(58.7%)、4,556百万円(88.6%)、競争性のない随意契約は109件(41.3%)、586百万円(11.4%)となっている。

令和2年度と比較して競争入札等の割合は件数が減少(▲11件)、金額は増加(2,112百万円)となっている。金額増加の主な要因としては、3年に1度の設備機器等維持管理業務委託契約と第2診療棟開設に伴う備品関連契約が考えられる。

表1 令和3年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.8%) 166	(70.2%) 2,444	(58.7%) 155	(88.6%) 4,556	(▲6.6%) ▲11	(86.4%) 2,112
企画競争・公募	(0.5%) 1	(4.5%) 158	(0%) 0	(0%) 0	(▲100%) ▲1	(▲100%) ▲158
競争性のある契約(小計)	(80.3%) 167	(74.7%) 2,602	(58.7%) 155	(88.6%) 4,556	(7.2%) ▲12	(75.1%) 1,954
競争性のない随意契約	(19.7%) 41	(25.3%) 881	(41.3%) 109	(11.4%) 586	(165.9%) 68	(▲33.5%) ▲295
合計	(100%) 208	(100%) 3,483	(100%) 264	(100%) 5,142	(26.9%) 16	(47.6%) 1,659

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対2年度伸率である。

- (2) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は30件(19.4%)、契約金額は475百万円(10.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は件数、金額共に増加している(件数は172.7%の増加率、金額は533.3%の増加率)。

件数の増加要因は主に研究関連となっている。金額の増加要因は3年に1度の設備機器等維持管理業務委託契約が挙げられる。

表2 令和3年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの二者応札・応募状況
(単位: 件、百万円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	156(93.4%)	125(80.6%)	▲31(▲19.9%)
	金額	2,527(97.1%)	4,082(89.6%)	1,555(61.5%)
1者以下	件数	11(6.6%)	30(19.4%)	19(172.7%)
	金額	75(2.9%)	475(10.4%)	400(533.3%)
合計	件数	167(100%)	155(100%)	▲12(▲7.2%)
	金額	2,602(100%)	4,556(100%)	1,954(75.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争などの各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 入札環境の整備

- ① 公告期間及び業務準備期間を十分に確保し業者が入札に参加しやすい環境を確保する。
- ② 仕様策定及び技術審査小委員会等により、仕様の内容を十分に論議し競争性の高い入札を行う。
- ③ 契約締結から履行開始までの期間を十分に確保する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部有識者を含む契約監視委員会及び契約審査委員会において、会計規程及び契約事務取扱細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性の高い契約形態への移行可否の審議を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、監査室が内部監査を実施し、調達の執行につき不正の防止及び適正な運用管理に努めている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、病院財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	調達企画室長、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。